

## 国際税務

### QI/FATCA/CRS 関連情報

#### 令和 6 年度税制改正大綱：CARF 導入と CRS 改正について

デロイト トーマツ税理士法人 US デスク

2024 年 1 月 15 日号

2023 年 12 月 14 日与党より令和 6 年度税制改正大綱（以下「大綱」）が公表された。この中に、非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告整備等が含まれている。これは、2022 年 10 月に OECD が公表した暗号資産報告の枠組み（Crypto-Asset Reporting Framework：以下「CARF」）及び共通報告基準（Common Reporting Standard：以下「CRS」）の改正（Amendments to the CRS）に対応する法整備を実施するためのものとなる。これらは日本では、2026 年（令和 8 年）1 月 1 日に施行される。

本ニュースレターでは、大綱に掲げられた改正項目のうち、CARF 導入及び CRS 改正に関する項目についてご紹介する。なお、以下の内容は、大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、今後成立する関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

#### 1. 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動交換のための報告制度の整備

暗号資産等を利用した国際的な脱税及び租税回避を防止する観点から、非居住者の暗号資産に係る取引情報等を租税条約等により各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し、非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度が以下のとおり整備される。

- ① 2026 年（令和 8 年）1 月 1 日以後に報告暗号資産交換業者等<sup>1</sup>との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引<sup>2</sup>を行う者は、当該暗号資産等取引を行う際（2025 年 12 月 31 日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行っている者に対しては、2026 年 12 月 31 日までに）、その者（その者が特定法人である場合には、当該特定法人及びその実質的支配者等：以下「特定対象者」）の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、居住地国、居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号その他必要な事項を記載した届出書を、当該報告暗号資産交換業者等の営業所との長に提出<sup>3</sup>しなければならない。<sup>4</sup>
- ② 上記①の届出書を提出した者は、居住地国等について異動を生じた場合には、異動後の居住地国その他必要な事項を記載した届出書（以下「異動届出書」）を、異動を生じた日等から 3 月を経過する日までに、報告暗号資産交

1 報告暗号資産交換業者等：暗号資産交換業者、電子決済手段等取引業者（電子決済手段を発行する者を含む）及び金融商品取引業者のうち一定のもの。

2 暗号資産等取引：暗号資産等（暗号資産、資金決済に関する法律第 2 条第 5 項第 4 号に掲げる電子決済手段又は一定の電子記録移転有価証券表示権利等をいう）の売買、暗号資産等と他の暗号資産等との交換若しくはこれらの行為の媒介等又は暗号資産等の移転若しくは受け入れに係る契約の締結。

3 届け出に記載すべき事項は、電磁的方法による提供も可能とする。

4 報告暗号資産交換業者等の営業所等の長は、届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

換業者等の長に提出しなければならない。当該異動届出書の提出をした後、再び異動を生じた場合についても同様とする。

- ③ 報告暗号資産交換業者等は、上記の届出書又は異動届出書（以下「届出書等」）に記載された事項のうち居住地国等と異なることを示す一定の情報を取得した場合には、その取得の日から3月を経過する日までに、当該届出書等を提出した者に対し異動届出書の提出の要求をし、その提出が無かったときは、当該情報に基づき住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしなければならない。当該要求又は特定後に再びそのような情報を取得した場合についても、同様とする。
- ④ 報告暗号資産交換業者等は、その年の12月31日において、当該報告暗号資産交換業者等の営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者（外国金融商品取引所において上場されている法人等を除く）が報告対象契約<sup>5</sup>を締結している場合には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、居住地国等及び居住地国等が外国の場合にあつては当該居住地国等における納税者番号、暗号資産等の売買等に係る暗号資産等の種類ごとに、暗号資産等の名称並びに暗号資産等の売却の対価の額の合計額、総数量及び件数その他必要な事項（「報告事項」という）を、その年の翌年4月30日までに、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）又は光ディスク等の記録用の媒体を提出する方法により、当該報告暗号資産交換業者等の本店所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- ⑤ 報告暗号資産交換業者等は、特定対象者の居住地国等に関する事項その他必要な事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。
- ⑥ 届出書等の不提出若しくは虚偽記載又は報告事項の不提供若しくは虚偽記載等に対する罰則を設けるほか、報告制度の実効性を確保するための所要の措置を講ずる。
- ⑦ 外国居住者等に係る暗号資産等取引情報の自動的な提供の為の報告制度を整備する。
- ⑧ その他所要の措置を講ずる。

## 2. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等の見直し

租税条約実施特例法において規定している非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等について、暗号資産交換業者等を含む、報告金融機関の範囲の見直しが行われるほか、CRSの運用のさらなる改善を目的とし、法令の改正が以下のとおり行われる。

- ① 報告金融機関等について、次の見直しを行う。
  - イ 報告金融機関等の範囲に、電子決済手段等<sup>6</sup>取引業者及び特定電子決済手段等を発行する者を加える
  - ロ 報告金融機関等に係る収入割合要件について、投資法人等に係る収入割合の計算の基礎となる有価証券等に対する投資に係る収入金額の範囲に暗号資産等に対する投資に係る収入金額を加えるほか、所要の措置を講ずる
- ② 特定取引の範囲に、次に掲げる取引を加える。
  - イ 特定電子決済手段等（上記①イ注釈イに掲げるものに限る）の管理に係る契約の締結
  - ロ 特定電子決済手段等（上記①イ注釈ロに掲げるものに限る）の発行による為替取引に係る契約の締結
  - ハ 暗号資産、電子決済手段又は電子記録移転有価証券表示権利等の預託に係る契約の締結

上記イ、ロに関して、90日移動平均値が100万円を超えない場合には、以下の除外規定が適用される。

---

5 報告対象契約：暗号資産等取引に係る契約のうち次に掲げる者のいずれかが締結しているものをいう。

- イ 租税条約等の相手国等のうち一定の国又は地域（「報告対象国」という）を居住地とする者（「報告対象者」という）
- ロ 報告対象国以外の国又は地域を居住地国等とする特定法人で、その実質的支配者が報告対象者であるもの

6 電子決済手段等：次に掲げるものをいう。

- イ 資金決済に関する法律第2条第5項第1号から第3号までに掲げる電子決済手段
- ロ 物品等の購入等の代価の弁済のために使用することが出来る財産的価値（一定の通貨建資産に限るものとし、電子決済手段、有価証券及び前払方式支払い手段等を除く）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

- ◆ 特定取引から除外される取引の範囲に、報告金融機関等との間でその営業所等を通じて上記イ及びロに掲げる取引を行う者の有する当該取引に係る特定電子決済手段等のうち、その合計額の 90 日移動平均値が 100 万円を超えることが無いと認められる一定の要件を満たすものである場合における当該取引を加える。
- ◆ 報告金融機関等は、当該報告金融機関等の営業所等を通じて上記イ及びロの特定取引を行った者の有する当該特定取引に係る特定電子決済手段等の合計額の 90 日移動平均値が、その年中のいずれの日においても 100 万円を超えなかった場合には、当該特定取引に係る契約に関する報告事項については、当該報告金融機関等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供することを要しない。

報告金融機関等は、2025 年 12 月 31 日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて上記イからハまでの特定取引を行った者で同日において、当該特定取引に係る契約を締結しているものに係る特定対象者につき、既存特定取引に係る特定手続と同様の手続を実施しなければならない。

- ③ 社債、株式等の振替に関する法律の改正に伴い、特定取引から除外される取引の範囲に、振替特別法人出資に係る特別講座の開設に係る契約の締結を加える。
- ④ 特定法人から除外される法人に係る収入割合要件について、法人に係る収入割合の計算の基礎となる投資関連所得の範囲に暗号資産等（暗号資産等デリバティブ取引を含む）に係る所得を加えるほか、所要の措置を講ずる。
- ⑤ 日本及び租税条約の相手国等の双方の居住者に該当する者について、当該租税条約上の双方居住者に該当する者について、当該租税条約上の双方居住者の振り分けルールにかかわらず、日本及び当該相手国等の双方を居住地国として扱う。
- ⑥ 新規特定取引等に係る特定手続について、次の見直しを行う。
  - イ 報告金融機関等は、2026 年 1 月 1 日以後に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者が届け出を提出しなかった場合には、特定対象者につき、既存特定取引に係る特定手続と同様の手続を実施しなければならない。
  - ロ 報告金融機関等は、特定対象者に関する事項の変更等があることを知った一定の場合には、当該特定対象者の一定の情報を取得するための措置を講じなければならない。
- ⑦ 報告金融機関等による報告事項の提供について、次の見直しを行う。
  - イ 報告対象外となる者の範囲に、外国金融商品取引所において上場されている法人等と一定の関係がある組合等を加える。
  - ロ 報告事項の範囲に、次に掲げる事項を加える。
    - イ) 特定取引を行う者の署名等がなされたものであることその他の一定の要件を全て満たす新規届出書等が提出されているか否かの別
    - ロ) 特定取引に係る契約が報告金融機関等と複数の者との間で締結されているものであるか否かの別等
    - ハ) 特定法人とその実質的支配者との関係
    - ニ) 特定取引に係る契約を締結している者と当該特定取引に係る報告金融機関等（一定の組合契約に係る組合等に係るものに限る）との関係
    - ホ) 特定取引の種類
    - ヘ) 新規特定取引又は既存特手取引の別
- ⑧ その他所要の措置を講ずる

## おわりに

2022 年 10 月に公表された CARF 及び CRS 改正の最終ガイダンスに沿った日本における法整備が大綱にて示された。今後法令が整備され 2026 年 1 月から施行となる。まだ時間的な余裕はあるが、暗号資産交換業者等については、新たな法令対応となり、また、これまで CRS への対応を行ってきたその他の報告金融機関についても、報告事項の追加により一定のシステム対応も必要となることが想定される。CRS 改正により、特定取引の範囲に、特手電子決済手段等の管理に係る契約の締結及び特定電子決済手段等の発行に通る為替取引に係る契約の締結が追加され、一方、90 日移動平均値が 100 万円を超えない場合に

は、除外する規定も設けられることから、新たに報告金融機関に該当するような場合も、特定取引が発生する場合と、しない場合があり、関連する事業を行っている又は今後予定している場合には、今後の事業プランにも影響がある可能性があるため、法令の内容には注視いただきたい。

デロイト・トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニューズレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohatsu.co.jp">kenichi.takashima@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohatsu.co.jp">junko1.enomoto@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	近藤 祐美	<a href="mailto:yumi.kondo@tohatsu.co.jp">yumi.kondo@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	森本 祐佳里	<a href="mailto:yukari.morimoto@tohatsu.co.jp">yukari.morimoto@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	添田 みほ子	<a href="mailto:mihoko.soeda@tohatsu.co.jp">mihoko.soeda@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301